

新たな住宅セーフティネット制度の概要

①住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

- ・平成29年10月25日施行
- ・住宅確保要配慮者の円滑な入居をはかる。

②住宅確保要配慮者とは

- ・高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯、低額所得世帯、外国人等
- 賃貸住宅に入居を拒否されやすい世帯。

③住宅確保要配慮者円滑入居事業登録

- ・②の世帯(一部だけでも可)の入居を拒まない賃貸住宅として自治体に登録をする。(①の法律で制定)
- ・登録事務は、都道府県、政令市、中核市で行う。(①の法律で制定)

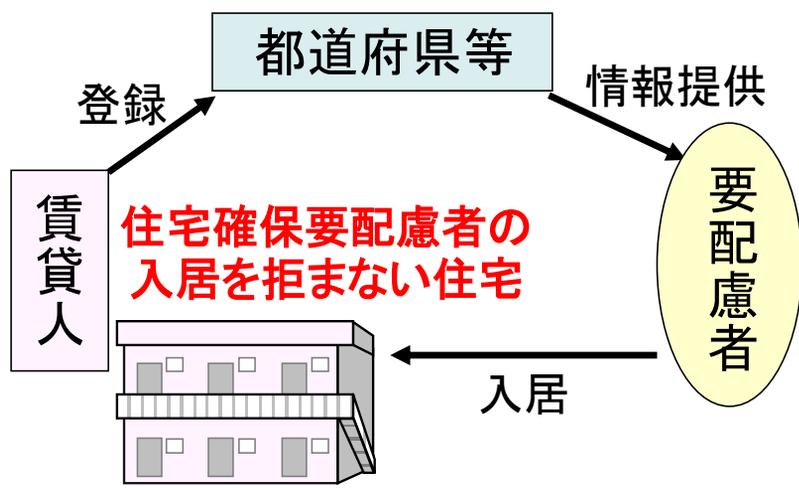
・登録手数料は、各自治体で設定する。→本議会で条例制定

④登録事業者等に対し、自治体が行うこと

- ・要配慮者への情報提供 (①の法律で制定)
- ・要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督 (①の法律で制定)
- ・家賃低廉化補助 (※1 任意)
- ・改修費補助 (※1 任意)
- ・登録保証業者、居住支援法人による家賃債務保証の円滑化(※2)及び保証料の補助 (※1 任意)
- ・生活保護世帯の代理納付

※1) 実施には市町村の供給計画の策定が必要となる。

※2) 保証業者の登録事務は国、居住支援法人の登録は都道府県がおこなう



国と地方公共団体等による支援

- ・改修費補助(立上り期に国の直接補助あり)
- ・家賃低廉化
- ・改修費融資((独)住宅金融支援機構)

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金(制度の立上り期)の場合】: 国1/3 (国の直接補助) 【交付金の場合】: 国1/3+地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり
補助対象	①家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸) ②入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2+地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり

